

償却資産申告の手引

1 儻却資産とは

(1) 儻却資産の範囲

固定資産税の一つである償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その資産の減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産又はその他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

(2) 申告が必要な償却資産

- ア) 令和6年1月1日現在、駒ヶ根市内に所在する、事業のために用いることができる機械・器具・備品等（前年決算期以降1月1日までの増減資産も含みます）
- イ) 資産の所有者が他者に貸し付けて事業の用に供することができる資産（所有者が申告してください）
- ウ) 福利厚生の用に供するもの（企業の所有する社宅・寮、その他の福利厚生施設などの器具備品、構築物）
- エ) 遊休資産又は未稼動資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- オ) 建設仮勘定において経理されている資産、簿外資産又は償却済資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- カ) 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは別に独立して取り扱います）
- キ) 家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者によって家屋に取り付けられ、家屋本来の目的とは別の用途（特定の生産又は事業の用に供する等）を目的とする、または構造的に容易に取り外すことができ、他に転用ができ、そのもの自体に資産価値があるもの
- ク) 取得価格が10万円未満（20万円未満）の資産であっても、法人税法の取扱いにおいて減価償却資産として経理している資産
- ケ) 中小企業者等が、取得価格30万円未満の減価償却資産を取得し、取得価額の全額を、当該事業年度において損金又は必要な経費に算入する特例適用（租税特別措置法67条の5）を受けた資産

※業種別・種類別償却資産の詳細は裏面をご覧ください。

(3) 申告の必要がない資産

- ア) 自動車税・軽自動車の課税対象となるもの（自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び小型自動車）
- イ) 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ウ) 生物（牛、馬、豚、果樹等）
- エ) 使用可能期間が1年未満の資産又はその取得価格が10万円未満（平成元年4月1日から平成10年3月31日までの取得は20万円未満）の資産で、法人税法等の規定により、一時に損金又は必要な経費に算入しているもの

ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際ににおける取得価格が20万円未満のもの

- オ) 取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの

2 課税標準の特例

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産は、地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3、第15条の45、第64条に規定される一定要件を備えた償却資産です。詳しくは、駒ヶ根市ホームページ「わがまち特例による固定資産税の特別措置」をご参照ください。特例適用資産を取得された場合は、「固定資産税（償却資産）特例適用申請書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類を添付して提出してください。

3 非課税の範囲

地方税法第348条第2項及び第4項から第9項までの規定の適用を受ける償却資産については、固定資産税が非課税となります。

なお、非課税適用資産については、別途、「固定資産税非課税規定適用申告書」を提出していただきますので、該当資産がある場合には、税務課資産税係までお問い合わせください。

4 税率と免税点及び納期

固定資産税の税率は100分の1.4です。

駒ヶ根市内に所在している固定資産の課税標準額の合計額×税率=税額となります。償却資産の課税標準額の合計額が150万円に満たない場合は免税点未満となり、償却資産に係る固定資産税は課税されません。

固定資産税の納期は、年4回（第1期…4月、第2期…7月、第3期…12月、第4期…翌年の2月）となっています。

5 実地調査

地方税法第408条の規定に基づいて、申告書の内容について実地調査を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。実地調査の結果、申告書の内容に不備等がある場合は、修正申告をしていただくようになりますので、ご了承ください。

※ 正当な理由がなく申告をされなかった場合又は、虚偽の申告をした場合には、罰則の適用がありますので、正確な申告をお願いします。（地方税法第385条、第386条）

6 その他

eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告の受付を行っています。詳しい内容や手続きについては、地方税共同機構のeLTAX（エルタックス）ホームページでご確認ください。

なお、令和4年度から償却資産申告書の押印が不要となりましたのでご了承ください。

減価償却資産一覧表

1 業種別償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	駐車場設備、舗装路面、太陽光発電設備、受変電設備、庭園、門、塀、外構、外灯、看板、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、ルームエアコン、パソコン、LAN設備、コピー機、レジスター、金庫等
印刷業	各種製版機及び印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（自動車税及び軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機等
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス器、剪断器、溶接機、グラインダー等
製パン業 製菓業	窯、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
小売業	陳列棚、商品陳列ケース、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
娯楽業	パチンコ台及びパチスロ台（島工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備等
飲食店業	接待用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業 美容業	接待用家具・備品、理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ボイラー等
医（歯）業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電図、電器血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン等）、各種キャビネット等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀（フェンス等）・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、外灯、簡易物置（家屋対象外のもの）、自転車置場、ゴミ置場等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、柵、照明等の電気設備、駐車場装置（機械設備、ターンテーブル）、料金自動計算装置、舗装路面等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
農業	ビニールハウス、果樹棚、トラクタ等農耕作業用自動車（時速35km以上で走行するもので、軽自動車税の課税対象外もの）、耕運機、田植機、草刈機等

2 種類別償却資産

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）等
	建物附属設備	内装・内部造作等（家屋の評価に含まれるものは除く）
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター・グライダー等
5 車両及び運搬具		フォークリフト等の構内運搬車及び大型特殊自動車、手押車、動力運搬車等（ただし、自動車税、軽自動車税を課税されているものは除く）
6 工具・器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等